

平川市議会議員政治倫理条例

逐条解説

令和7年7月
平川市議会

目 次

概要編	1
解説編	7
第 1 条 (趣旨)	8
第 2 条 (議員及び市民の責務)	9
第 3 条 (政治倫理基準)	11
第 4 条 (審査の請求)	14
第 5 条 (審査会の設置)	16
第 6 条 (審査会の組織等)	18
第 7 条 (審査)	20
第 8 条 (審査結果の報告書の提出)	22
第 9 条 (審査の結果とるべき措置)	24
第 10 条 (公表)	26
第 11 条 (刑確定後の措置)	27
第 12 条 (議長の職務の代行)	28
第 13 条 (委任)	29
附 則	30

概 要 編

政治倫理条例とは

政治倫理条例とは、地方自治体における政治倫理の確立を目的として制定される条例であり、公職にある者がその地位や権限を公正かつ誠実に行使することを求めるものです。

地方公共団体の長や議会の議員といった住民の代表が、自らまたは特定の第三者の利益のために職務を不適切に利用することを防ぎ、地方政治の健全性を確保するための基本的な規範を定めています。

政治倫理条例の目的

政治倫理条例の目的は、公職にある者が高い倫理意識を持って公務にあたることにより、政治に対する住民の信頼を確立・向上させることにあります。また、職務の透明性を確保し、不正行為を未然に防ぐことで、公共の利益を最優先に考える開かれた政治の実現を目指しています。

これにより、地方自治の本旨である住民自治と説明責任がより確かなものとなります。

政治倫理条例制定の背景

昭和 58 年、大阪府堺市において、我が国で初めて政治倫理条例が制定されました。

これは、収賄事件で有罪判決を受けた市議会議員が辞職せず議会にとどまり続けたことを契機として、議員の政治倫理に関する明確な基準を設け、不正の未然防止を図る必要性が高まったことによるものです。

以降、この考え方は全国に広がり、地方公共団体における政治倫理の確立に向けて、多くの自治体で同様の条例が制定されてきました。

平川市（以下「市」という。）においては、平成 26 年 1 月の市長選挙に関連して公職選挙法違反事件が発生し、多数の平川市議会議員（以下「議員」という。）が逮捕されるという極めて異例の事態が生じました。この事件により、市政に対する市民の信頼が大きく損なわれ、政治の透明性及び公正性を求める声が一層高まりました。

こうした背景を踏まえ、令和 4 年には「平川市議会基本条例」（令和 4 年平川市条例第 24 号。以下「基本条例」という。）が制定されました。

そして、基本条例第 27 条第 2 項の規定に基づき、議員の政治倫理に関する規範を定めた「平川市議会議員政治倫理条例」（以下「本条例」という。）が制定され、より透明で公平な議会運営の実現に向けた取組が進められています。

平川市議会議員政治倫理条例の概要

本条例は、議員が政治倫理の確立のため、議員が公正かつ誠実に職務を遂行することを目的として制定されたものであり、市民の信頼を確保し、議会運営の透明性を高めることをねらいとしています。

本条例は全 13 条で構成されており、主な内容は以下のとおりです。

第 1 条（趣旨）

本条例の目的および基本的な考え方を定めています。

第 2 条（議員及び市民の責務）

議員および市民が果たすべき責務について定めています。

第 3 条（政治倫理基準）

議員として遵守すべき倫理的行動の基準を定めています。

第 4 条（審査の請求）

政治倫理に関する審査を請求する手続について定めています。

第 5 条（審査会の設置）

平川市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）の設置について定めています。

第 6 条（審査会の組織等）

審査会の構成および運営に関する事項を定めています。

第 7 条（審査）

審査の実施方法等について定めています。

第 8 条（審査結果の報告書の提出）

審査の結果を報告書として議長に提出する手続きを定めています。

第 9 条（審査の結果とるべき措置）

審査の結果に応じた必要な措置について定めています。

第 10 条（公表）

審査結果の公表方法について定めています。

第 11 条（刑確定後の措置）

刑の確定に伴う対応について定めています。

第 12 条（議長の職務の代行）

議長が欠けた場合または事故がある場合の職務の代行について定めています。

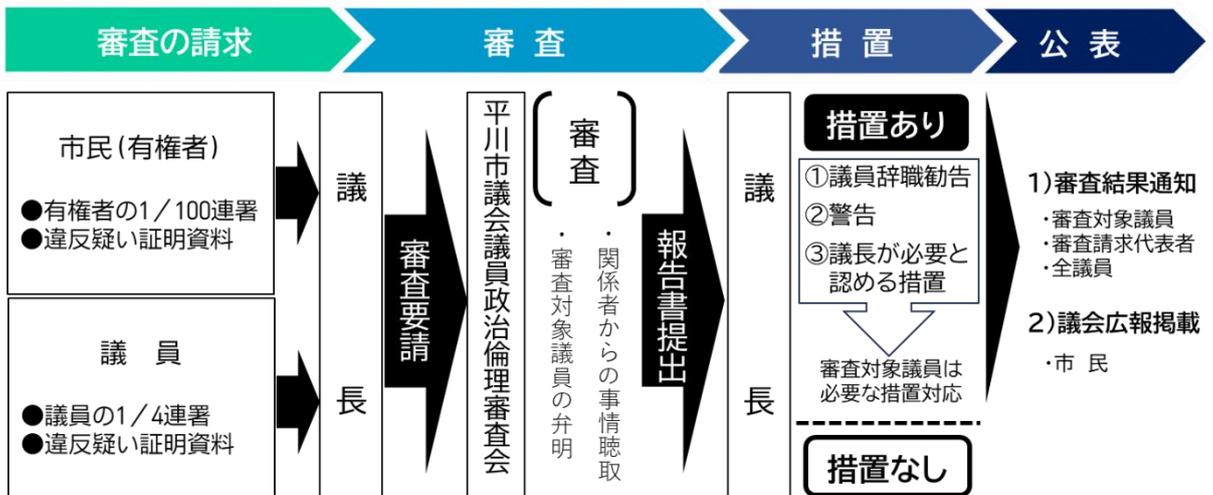
第 13 条（委任）

本条例の施行に必要な事項について、別に定めることができる旨を定めています。

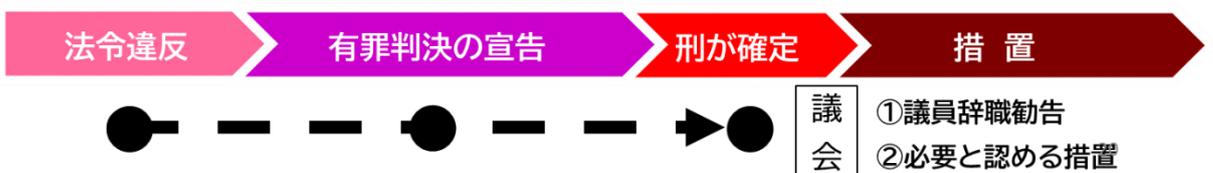
政治倫理基準違反した場合などの手続きの流れ

本条例では、議員が政治倫理基準（第 3 条）に違反した場合や、刑が確定した場合（第 11 条〈問責制度〉）の手続きの流れは、以下のとおりです。

■ 政治倫理基準(本条例第3条)に違反した場合の手続きの流れ



■ 刑が確定した場合(本条例第11条〈問責制度〉)の手続きの流れ



議会に関する法体系図

日本国憲法（第8章 地方自治）

地方自治法（第6章 議会）

平川市議会基本条例

<本会議や委員会に関する主な規程>

- 平川市議会定例会の回数を定める条例（地方自治法第102条第2項）
- 平川市議会会議規則（地方自治法第120条）
- 平川市議会傍聴規則（地方自治法第130条第3項）
- 平川市議会委員会条例（地方自治法第109条）

<議決事項・議決事件に関する主な規程>

- 平川市議会の議決すべき事件を定める条例（地方自治法第96条第2項）

<報酬などに関する主な規程>

- 平川市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（地方自治法第203条）

<事務局・図書館に関する主な規程>

- 平川市議会事務局設置条例（地方自治法第138条）
- 平川市議会図書室規程（地方自治法第100条第19項、第20項）

<その他>

- 平川市議会議員定数条例（地方自治法第91条）
- 平川市議会議員政治倫理条例**（**平川市議会基本条例第27条第2項**）
- 平川市議会の個人情報の保護に関する条例（個人情報の保護に関する法律）
- 平川市議会議員の請負の状況の公表に関する条例（地方自治法第92条の2）

※既に制定されている平川市議会に関する条例や規則などの一部です。かっこ内は、根拠などとなる規定です。

解 説 編

第 1 条（趣 旨）

この条例は、平川市議会基本条例（令和4年平川市条例第24号）第27条第2項の規定に基づき、平川市議会議員（以下「議員」という。）の政治倫理に関し必要な事項を定めるものとする。

【解 説】

この条文は、「本条例の目的・根拠・対象」を明確に示す、とても重要な条文です。

条文の構成と意味

▶ 「平川市議会基本条例 第27条第2項の規定に基づき」

ここでは、本条例がどの条例を根拠にして制定されたかを明記しています。

根拠となっているのは、基本条例第27条第2項であり、そこにおいて「議員の政治倫理に関しては、別に条例で定めるものとする」と規定されています。

つまり、本条例は基本条例の下位規範として制定された、実施細則的な性格を持つ条例です。

▶ 「平川市議会議員（以下『議員』という。）」

本条例の対象は、平川市議会議員です。

▶ 「政治倫理に関し必要な事項を定めるものとする」

本条例の対象領域（政治倫理）とその目的（必要な事項の整備）が明確にされています。

本条例でいう「政治倫理」とは、議員が職務を遂行する際に求められる公正性・誠実性・説明責任などを含む行動規範のことです。

〔用語解説〕

平川市議会基本条例第27条（議員の政治倫理）

- 1 議員は、市民全体の代表者として、高い倫理性を常に自覚し、良識と責任感を持って、議員の品格保持に努めなければならない。
- 2 議員の政治倫理に関しては、別に条例で定めるものとする。

政治倫理

政治倫理とは、議員がその職責を果たすに当たって求められる道徳的・倫理的な行動基準のことです。法令だけでは不十分な部分を補い、市民の信頼を維持するための

内面的な規範として重視されています。

第 2 条（議員及び市民の責務）

- 1 議員は、市民に負託された議員であることを自覚し、次条に規定する政治倫理基準を遵守して活動しなければならない。
- 2 市民は、主権者として自らも市政を担い、公共の利益を実現する責任を負うことについて自覚を持ち、議員に対して、その権限や地位に基づく影響力を不正に行使させるような働きかけを行ってはならない。

【解説】

この条文は、政治倫理に関する基本的な考え方として、議員が守るべき倫理的姿勢と市民が果たすべき責任と態度の双方を明文化したものであり、この条例の価値観・基本原則を示す理念規定としての役割を果たします。

第 1 項の解説

▶ 「市民に負託された議員」

議員は、自らの意思で行動するのではなく、市民から選ばれ、信託を受けてその職責に就いています。つまり、議員の地位や権限は市民によって与えられたものであることを忘れてはならないという強い自覚を求めています。

▶ 「次条に規定する政治倫理基準を遵守して活動しなければならない」

次条とは第 3 条のこと。ここには具体的な政治倫理の内容が列挙されており、それを実際の議員活動において厳格に守る義務があることを示しています。

- 単なるモラルや努力目標ではなく、「遵守」＝義務的性格をもった規範です。

第 2 項の解説

▶ 「主権者として自らも市政を担う」

これは、政治は議員任せではなく、市民一人一人が政治の主体＝主権者であるという民主主義の基本理念を示しています。市民は、単なる受け身の存在ではなく、市政を支える一員として、公共の利益を実現する責任を担っています。

公共の利益とは、自分だけでなく、地域社会全体の幸福や公正な運営を意味します。

▶「不正に影響力を行使させるような働きかけの禁止」

議員に対して、例えば以下のような行為を行うことは厳に慎むべきとされています。

- ・ 身内への便宜供与を求める行為
- ・ 公共事業の口利きを依頼する行為
- ・ 選挙の見返りに見返りを求める行為（利益供与の要求） など

これらは全て不正な働きかけであり、政治倫理の侵害を市民自らが引き起こしてしまう危険性があります。

- この条文は、市民にも「倫理的な態度と自制」が求められている点がとても重要です。このように、第2条は「政治倫理は議員だけの問題ではなく、議員と市民が共に築くべき価値観である」という視点を明確に打ち出しています。

第 3 条（政治倫理基準）

議員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 常に市民全体の利益を指針として行動するものとし、その地位を利用して不正を疑われるような金品の授受、飲食の供応その他これに類する行為をしないこと。
- (2) 平川市（以下「市」という。）又は市が資本金その他これに準ずるものを出資し、若しくは市と密接な関係があると認められる法人（以下「市等」という。）が行う許可、認可、指定及び請負その他の契約に関し、特定の者への有利又は不利な取計いをしないこと。
- (3) 議員と市等の職員は、互いに敬意をもって接するものとし、市等の職員の公正な職務の遂行を妨げ、又はその権限若しくは地位による影響力を不正に行使するような働きかけや市等の職員の人事に介入しないこと。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）等反社会的勢力を利用しない、暴力団等反社会的勢力に利用されない、又は暴力団等反社会的勢力に関与しないこと。
- (5) 強制、圧力をかける等のハラスメントその他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。
- (6) SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等のウェブサイトをはじめ、あらゆる手段による情報発信又は発言を行う場合（第三者をしてこれらをさせる場合を含む。）は、誹謗中傷の言動その他他人の名誉を毀損し、又は人格を損なわせる行為をしないこと。
- (7) 職務上知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不正に利用しないこと。
- (8) 前各号に定めるもののほか、法令に違反する行為をしないこと。

【解 説】

この条文は、議員が守るべき具体的な行動指針（＝倫理ルール）を明文化した最も中核的な規定です。

議員は「政治倫理の模範」であるべきという前提のもと、以下の 8 項目について遵守義務が課されています。

第 1 号の解説

市民全体の利益と金品等の授受禁止を規定しています。

常に市民全体の利益を指針として行動するものとし、その地位を利用して不正を疑われるような金品の授受、飲食の供応その他これに類する行為をしてはなりません。

- ・議員は一部の利益団体ではなく、「市民全体の代表」として行動すべき存在です。
- ・その立場を利用し、金銭や物品を受け取ることは汚職・癒着と見なされる可能性があります。信頼を大きく損ないます。
- ・疑われるような行為を避ける点も重要で、透明性の高い行動が求められています。

第2号の解説

市等との契約等における不当な関与の禁止を規定しています。

市等が行う許可、認可、指定及び請負その他の契約に関し、特定の者への有利又は不利な取扱いをしてはなりません。

- ・市等が関与する契約や事業に、議員が裏から関与して特定企業や個人を優遇・冷遇することを防ぎます。
- ・市等とは市が出資したり関係が深い法人も含むため、第三者を経由した関与も含めて広く規制されています。

- 議員による口利きや圧力的な働きかけは、職権濫用とみなされる危険性があります。

第3号の解説

職員への敬意及び介入の禁止を規定しています。

市等の職員と敬意をもって接し、職務の妨害や人事介入をしてはなりません。

- ・議員は職員に対して対等かつ協力的な関係を築くことが基本です。
- ・権限や立場を利用して、職員の判断に干渉したり、人事（配属・昇進など）に口を出のは不適切です。

- 「権限による不当な圧力」を防ぎ、職員の公正な職務遂行を保障する条項です。

第4号の解説

反社会的勢力との関係遮断を規定しています。

暴力団等の反社会的勢力を利用しない・利用されない・関与しないこととされています。

- ・暴力団や類似勢力との関係を一切持たないという、明確かつ強い姿勢を示してい

ます。

- ・利用・関与のいずれも禁止され、意図的な関係だけでなく知らずに関わることに
も注意が必要です。

市民の安全・安心を守るため、クリーンな政治姿勢が求められます。

第5号の解説

ハラスメント・人権侵害の禁止を規定しています。

強制、圧力をかける等のハラスメントその他人権侵害のおそれのある行為をしては
なりません。

- ・権力関係を背景としたパワハラ・セクハラ・モラハラなどを含めた、あらゆるハ
ラスメントを禁止します。
- ・「おそれのある」と幅広く規定しているため、未然に防止する意識が必要です。

第6号の解説

SNS等での誹謗中傷・名誉毀損の禁止を規定しています。

SNS等の情報発信において、他人の名誉や人格を傷つける発言をしてはな
りません。

- ・SNS等での発言は、議員個人のものでも公人としての影響力が大きい
ため、慎重な対応が求められます。
- ・第三者に発信させる場合も対象に含まれます。

ネット上の言動も政治倫理の対象になるという、現代的なルールです。

第7号の解説

職務上知り得た情報の漏洩・不正利用禁止を規定しています。

職務上知った情報を勝手に他人に話したり、個人的に利用してはな
りません。

- ・議員活動では市政の内部情報を得る機会が多いため、それを慎重に扱
う義務があります。
- ・内部情報の漏洩やインサイダー的な活用は、市政の信頼失墜につなが
ります。

第 8 号の解説

法令遵守（コンプライアンスの基本）を規定しています。
前各号に定めるもののほか、法令に違反する行為をしてはなりません。

- ・ 上記に書かれていないことでも、当然ながら法令を守ることは最低限のルールです。
- ・ 本条例の網の目を抜けようとする行為を防ぎ、倫理規範を総合的に担保しています。

〔用語解説〕

反社会的勢力

反社会的勢力とは、暴力や威力を用いて経済的利益を追求する集団や個人を指します。

暴力団、総会屋、振り込め詐欺グループなどが該当しますが、明確な境界線はありません。

ハラスメント行為

ハラスメントとは、嫌がらせやいじめなどによって相手に不快感や不利益を与え、尊厳を傷つける行為です。

第 4 条（ 審査の請求 ）

- 1 有権者又は議員は、前条各号に規定する政治倫理基準に違反している疑いがあると認める議員があるときは、議員にあっては議員定数の4分の1以上、有権者にあっては市の有権者総数の100分の1以上の連署をもって、これに反していると疑うに足る資料を添えて、議長に審査の請求（以下「審査請求」という。）をすることができる。
- 2 議長は、前項の請求があったときは、審査請求に係る資料の写しを次条に規定する審査会に提出し、審査を求めなければならない。

【解 説】

この条文は、議員が「政治倫理基準（前条に定めあり）」に違反している疑いがある場合に、市民や他の議員が、適正な手続きにより調査（審査）を請求できる制度を定めています。

これにより、市民や議会内部からの監視機能を働かせ、議員の倫理的行動を促進し、市

政への信頼の確保を目的としています。

第1項の解説

▶請求権者

審査を求めることができるのは、議員および市民（有権者）ですが、それぞれの場合において、一定数の賛同者を得ることが必要となります。

・議員

審査請求をするには、議員定数の4分の1以上の同意（連署）が必要です。

（例）議員定数が16人なので、4人以上の議員が連署して請求することができます。

・市民（有権者）

審査請求をするには、市内有権者総数の100分の1以上の署名（連署）が必要です。

（例）有権者が25,000人なら、250人以上の署名が必要となります。

- このように、一定数の賛同者が必要とされており、請求の濫用を防ぐ仕組みが組み込まれています。

▶審査請求の内容と形式的要件

対象は「政治倫理基準に違反している疑いがある議員」です。

請求時には、単なる主張だけではなく、疑うに足りる資料を添付しなければなりません。

（例）利益供与を受けたと思われる証拠資料、関連する報道記事、公文書などです。

- これにより、根拠のない中傷や噂による審査請求を防ぎつつ、実効性のあるチェック機能を確保しています。

第2項の解説

▶請求を受けた後の議長の責務

議長は、審査請求が提出された場合、請求書と添付資料の写しを審査会に提出し、審査会に対して正式に審査を依頼しなければなりません。

- これは義務であり、議長が判断して審査を拒否したり棚上げにすることはできません。この手続きにより、審査会において実態の確認が行われる仕組みとなっています。

審査の請求手続きをまとめたものが以下になります。

請求権者	要件（人数）	必要書類	対 象
議 員	議員定数の1/4以上	・ 議員の連署 ・ 違反疑い証明資料	政治倫理基準に違反の疑いある議員
市 民	有権者総数の1/100以上	・ 有権者署名簿 ・ 違反疑い証明資料	同 上

この規定は、市民参加型の政治倫理監視制度といえます。

まさに、市民の信託に基づいた議会運営の信頼性を担保するための重要な制度です。

第 5 条（ 審査会の設置 ）

- 1 議長は、政治倫理の確立を図るため、平川市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置しなければならない。
- 2 審査会は、当該審査請求の適否及び当該審査請求に係る第3条各号に規定する違反行為の存否について審査を行う。

【解 説】

この条文は、市議会の政治倫理基準に違反する行為の有無を客観的・公正に判断するための機関である審査会の設置とその役割を定めています。この制度により、公正な調査体制を確保し、市民の信頼に応える仕組みとなっています。

この審査会制度は、次のような理念に基づいて設計されています。

- ・ 議会が「自らを律する姿勢」を制度として可視化する。
- ・ 不正や不適切な行為の発見・是正を速やかに行う。
- ・ 市民の声を審査機関に反映させることで、開かれた議会運営を実現する。

第 1 項の解説

議長は、政治倫理の確立を図るため、審査会を設置しなければなりません。

▶主体： 議長の義務

「設置しなければならない」という文言により、審査会の設置は議長の義務であり、任意ではありません。

審査会は、審査請求がある・ないに関わらず、あらかじめ設置しておくべき常設機関と解釈されています。

▶目的：政治倫理の確立

審査会は単なる調査機関ではなく、議会全体の政治倫理の健全性を確保する役割を担います。この設置義務は、議会が政治倫理に関して自律的にチェックする責任を果たすための仕組みです。

第2項の解説

審査会は、当該審査請求の適否及び当該審査請求に係る第3条各号に規定する違反行為の存否について審査を行います。

また、ここでは審査会の役割・権限の範囲が明示されています。

▶「審査請求の適否」＝請求内容が審査に値するかどうか

審査会は、まずその審査請求が要件を満たしているか（適法かどうか）を判断します。

形式面だけでなく、資料や主張に一定の合理性・根拠があるかもチェックの対象になります。

▶「違反行為の存否」＝実際に政治倫理基準に違反しているかどうか

次に、審査請求の対象となった議員が、第3条に定められた政治倫理基準に違反しているかどうかを実質的に調査します。例えば、次のような違反の有無を判断します。

- ・公平性を欠いた行為（例）特定業者に便宜を図る
- ・利益相反行為（例）自己や家族の利益を優先する
- ・公私混同など

このように、審査会は中立的な立場から、事実の確認と政治倫理基準への適合性を審査する役割を担います。

第 6 条（ 審査会の組織等 ）

- 1 審査会は委員 6 人をもって組織する。
- 2 委員は、議長が議員の中から選任する。ただし、審査請求の対象となった議員（以下「審査対象議員」という。）及び審査を請求した議員は除斥する。
- 3 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 審査会に委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選により定める。
- 5 委員長は、会議を主宰し、副委員長は、委員長に事故あるときに委員長の職務を行う。
- 6 委員は、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。
- 7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とするものとする。

【解 説】

この条文は、審査会の組織や運営の仕組みを詳細に定めた規定です。

もっとも、この条文の内容は、審査会の単なる組織運営にとどまらず、政治倫理条例全体の信頼性・実効性の要（かなめ）です。つまり、「公正な審査を行う仕組み」がなければ、どんな立派な政治倫理基準も形骸化してしまうため、制度の骨格にあたる条文といえます。

第 1 項の解説

審査会は 6 名で構成される合議体（複数人で構成される組織）です。

- ・ 奇数でなく偶数ですが、のちの「委員長の主宰（議事進行役）」によって議事運営は公平に保たれます。
- ・ 多すぎず少なすぎない人数で、迅速かつ多角的に判断できる体制を確保しています。

第 2 項の解説

審査会の委員の選任方法と除外対象に関する規定です。

- ・ 委員は現職議員の中から議長が選びます。
しかし、以下の 2 者は選任から除外（除斥）されます。
① 政治倫理違反の疑いをかけられた「審査対象議員」

② 審査を請求した「請求人である議員」

目的は、審査の公正性と中立性を守るためです。

疑いをかけた当事者同士が審査に関与してしまうと、公平な判断が損なわれるおそれがあるためです。

第3項の解説

審査会の委員の任期と補欠委員に関する規定です。

- ・委員の任期を2年間とすることで、安定性が保たれ、審査会の継続性を担保します。
- ・再任が可能なので、経験豊富な委員の継続的な関与も可能です。
- ・委員が途中で辞めたり、欠けた場合は補欠委員を選びますが、その人の任期は前任者の残りの期間だけです。

組織の円滑な運営と、過剰な長期化を防ぐバランスの取れた仕組みです。

第4項の解説

審査会の代表である委員長と副委員長の設定に関する規定です。

- ・委員6人の中から、互いの投票（互選）によって委員長、副委員長を決めます。

全員平等の立場から代表を選ぶことで、審査会内部の民主性と公平性が保たれます。

第5項の解説

審査会の委員長、副委員長の役割に関する規定です。

- ・委員長は議事の取りまとめや進行を行います。
- ・副委員長はバックアップ役として、緊急時の継続性を担保します。

第6項の解説

委員の責任として、公平・適切な職務遂行をしなければなりません。

- ・この条文の核心の一つ。審査の質を支える倫理的な自覚と責任を強調しています。
- ・個人的な感情、政党、会派などの利害などを持ち込まず、客観的な視点で判断すべしという強いメッセージです。

第7項の解説

秘密保持義務に関する規定です。任期終了後も継続します。

- ・審査会では個人名や内部事情、未公開の資料が扱われるため、非常に高い守秘性が求められます。
- ・この規定は退任後も継続することで、「一生守るべき秘密」としての重みを持たせています。

信頼性ある審査体制の基盤を支える、極めて重要なルールです。

第7条（審査）

- 1 委員長は、第5条第1項の規定により議長から審査を求められたときは、速やかに審査会を招集するものとする。
- 2 審査会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 審査会は、審査対象議員の出席を求め、又は文書を提出することにより弁明の機会を与えなければならない。
- 5 審査会は、審査請求代表者及びその他関係者から事情を聴取し、必要な場合は資料の提出を求め、参考人として出席させ、意見を聴くことができる。
- 6 審査会は、非公開とする。

【解説】

この条文は、審査会がどのように実際の審査を進めるかという「手続き・運営ルール」を定めた重要な部分です。

特に、第4項・第5項は、「当事者の言い分を聞く」＋「第三者からも証拠を集める」という両面審査の姿勢を明示するとともに、第6項の「非公開」も含めて、公正性と人権のバランスを取った制度設計となっており、迅速かつ慎重に審査を進めるためのルー

ルとなっています。

第1項の解説

議長から審査を求められたら、速やかに審査会を招集しなければなりません。

- ・議長が審査請求を受け、資料とともに審査会へ付託した場合、委員長は速やかに会議を開かなければなりません。
- ・「速やかに」とは、不必要に遅らせることなく、迅速に対応する姿勢を示す言葉です。

政治倫理に関する問題を放置せず、迅速に審査を開始することが求められています。

第2項の解説

会議の成立条件（定足数）に関する規定です。

- ・委員6人のうち、最低でも3人以上の出席が必要です（過半数）。
- ・出席者が少なすぎる場合、審査の公平性や正当性が損なわれる可能性があるため、一定数の出席が会議の条件とされています。

第3項の解説

議決の方法（多数決＋委員長裁定）に関する規定です。

- ・出席している委員の過半数による多数決で議事を決定します。
- ・もし賛否が同数になった場合は、委員長が最終判断を下す裁定権を持ちます。

公平な運営を基本としつつ、膠着状態でも審査が前に進むようにする工夫がされています。

第4項の解説

審査対象議員の弁明の機会保障に関する規定です。

- ・審査対象議員に対しては、必ず弁明の機会を与える必要があります。

- ・出席して自ら弁明する方法、または文書によって弁明する方法のいずれかを選択することができます。

- 一方的な判断を避け、本人の言い分も公平に聴く「適正手続き（デュー・プロセス）」の保障です。

第5項の解説

関係者からの事情聴取や証拠収集に関する規定です。

必要に応じて、以下のような行為ができます。

- ・請求人（代表者）から事情を聴く
- ・関係者（例えば、当該事案に関わる市職員など）から説明を受ける
- ・証拠となる資料の提出を求める
- ・参考人を呼び、意見を聴取する

- 正確かつ多面的に事実関係を把握することができる制度的担保です。

第6項の解説

審査会是非公開となります。一般市民や報道機関などは、審査会の審議に立ち会うことができません。その理由は以下のとおりです。

- ・関係者の名誉・プライバシーを守る。
- ・正確な事実関係を把握するため、無用な外部の圧力や先入観を排除する。
- ・情報漏洩による誤解・混乱を防ぐ。

- 公正な審査を確保するための保護措置です。ただし非公開は不透明さを生まないように、後の結果の公開が重要になります。

第8条（審査結果の報告書の提出）

委員長は、審査が終了したときは、速やかに審査の結果の報告書を作成し、議長に提出しなければならない。

【解 説】

この条文は、審査会による審査が完了した後の最終的な手続きについて定めています。特に、報告義務の内容とその流れを明確にしたものです。

条文の構成と意味

▶ 「委員長は審査が終了したときは…」

ここでいう「審査が終了」とは、審査会が全ての必要な調査・議論を終え、結論を出した状態を指します。この結論には、次のような判断が含まれます。

- ・ 政治倫理基準に違反があった／なかった
- ・ 証拠が不十分で判断不能など

つまり、審査のプロセスが全て終わったら、速やかに次の段階である報告へ移るという流れです。

▶ 「速やかに報告書を作成し…」

「速やかに」とは、不必要に引き延ばすことなく、なるべく早く対応するという意味です。

報告書には、以下のような内容が盛り込まれると想定されます。

- ・ 調査した事実関係
- ・ 関係者の主張や証言
- ・ 判断の根拠（証拠・倫理基準の該当項目）
- ・ 審査会としての結論

この報告書は、単なる事務手続きではなく、議長・議会・市民がその後の対応を考えるための重要資料です。

▶ 「議長に提出しなければならない」

審査会は、あくまで議長の下で動く審査機関です。そのため、結果は議長に提出されます。議長はこの報告書をもとに、例えば以下のような措置を検討します。

- ・ 議会として何らかの決議・勧告を行う。
- ・ 市民に報告書の内容を公開する（次条で規定）。
- ・ 必要に応じて他の機関（例えば、監査委員、警察など）と連携する。

- 報告書の提出は、次のアクションへの橋渡しとなる重要なプロセスです。
言い換えると、「閉ざされた審査会の内容を、公式な形で外に向けて伝える出発点」でもあります。
- 透明性と説明責任の観点から、この条文は非常に重要です。

第 9 条（ 審査の結果とるべき措置 ）

- 1 議長は、審査会の報告を尊重し、政治倫理基準に違反したと認められるときは、審査対象議員に対して、議会の名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 議員の辞職を勧告すること。
 - (2) この条例の規定を遵守させるための警告を発すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、議長が必要と認める措置を講ずること。
- 2 議長は、前項の措置を講じたときは、審査請求代表者及び全議員に対して速やかに審査の結果を通知しなければならない。
- 3 審査対象議員は、審査の結果を尊重し、速やかに政治倫理の確保のために、自ら必要な措置を講じなければならない。

【解 説】

この条文は、審査会による審査の結果を受けた後に、議長と審査対象議員がどのような対応を取るべきかを定めています。

すなわち、議長がどんな措置をとらなければならないのか、審査対象議員がどう責任を果たすべきか、審査結果の通知など、透明性のある運用を求めています。

これは、単なる結論の報告にとどまらず、問題行動の後にどう責任を果たすかまでを制度的に定めた重要な条文です。

政治倫理に違反した場合に、誰が何をどのように対応すべきかが体系的に整理されており、信頼される議会運営と、市民に開かれた政治の実現を目指した構造になっています。

第1項の解説

議長の措置義務に関する規定です。

▶ 「審査会の報告を尊重」

審査会が出した結論を軽んじず、しっかり受け止めることです。

▶ 「違反と認められるとき」

審査会の判断が明確で、政治倫理基準に違反があったとされる場合です。

▶ 議長がとるべき措置として、次の3つのうち、適切なものを選び実施します。

項目	内容	意義
(1)	辞職の勧告	議員に対して、政治倫理違反の責任をとって辞職するように促す措置。 強制ではないが非常に重い意味を持つ。
(2)	警告	辞職にまでは至らない場合、再発防止や自省を促すために発する。
(3)	その他の必要措置	上記以外でも、例えば公開謝罪や倫理研修の受講など、議長が必要と認めるもの。 柔軟性を持たせる条文です。

つまり、違反の程度や性質に応じた相応しい対応を議長が責任を持って行う義務があるということです。

第2項の解説

審査結果の通知義務に関する規定です。

- ・ 審査請求者や他の議員たちに、どういった対応が取られたのか伝えることが求められています。
- ・ 「速やかに」とは、必要以上に遅らせることなく迅速に対応することを意味します。

公正性と透明性を担保することで、市民の信頼を保つ狙いがあります。

第3項の解説

審査対象議員の責任に関する規定です。

▶審査対象議員にも、自らの行為を反省し、改善する責任があることを明示しています。

例えば、以下のような措置が考えられます。

- ・公の場での謝罪
- ・問題行動の是正
- ・今後の行動基準の見直し など

議員個人としての「自浄努力」も求める条文です。

第10条（公表）

議長は、前条第1項の措置を講じたときは、平川市議会の広報紙等への掲載により、その概要を公表しなければならない。

【解説】

この条文は、審査の結果に基づいて議長が講じた措置を、市民に対してどのように公表するかを定めたものです。審査→措置→通知→公表という一連の流れを完成させる、極めて重要な締めくくりの条文です。

信頼される市議会運営を実現するには、市民との「信頼の橋渡し」となる情報公開が不可欠であり、それを担うのがこの条文の役割です。

条文の構成と意味

▶「議長は…その概要を公表しなければならない」

「概要を公表」とは、具体的な内容全てではなく、処分の種類や経緯、要点などをわかりやすく整理して知らせるという意味です。

公表は「義務」であり、「してもよい」ではなく「しなければならない」と強い表現で明記されています。

つまり、議長には措置の内容を市民に明示する責任があるということです。

▶「平川市議会の広報紙等への掲載により」

市民に情報が行き届くよう、市議会が発行する広報紙やウェブサイト、SNS等の公的メディアを活用することが求められています。

「等」とあることで、紙媒体に限定せず、より広範な方法での公表が可能です。

- これは、市民への説明責任（アカウンタビリティ）を果たすための重要な手段です。

第11条（刑確定後の措置）

議員が、有罪判決の宣告を受け、その刑が確定したときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第127条第1項の規定により失職する場合（公職選挙法第11条第1項の規定に該当することにより被選挙権を失う場合に限る。）を除き、議会は、議員辞職の勧告その他議会の名誉及び品位を守り、市民の信頼を回復するために必要な措置を講ずるものとする。

【解説】

この条文は、議員が刑事事件で有罪となり、その判決が確定した場合に、議会としてどのような対応を取るべきかを定めたものです。たとえその議員が自動的に失職しない場合であっても、議会として責任ある行動を求めるためのルールです。

すなわち、有罪判決を受けた議員に対し、自律的に「議員辞職勧告」などの措置を講じることで、議会全体の政治倫理水準を維持し、市民の信頼を損なわない健全な議会運営を確保するための柱となる条文です。

条文の構成と意味

▶「議員が、有罪判決の宣告を受け、その刑が確定したとき」

「有罪判決の宣告」とは、刑事事件の裁判で有罪の判断を受けることです。「刑が確定」とは、その判決に対して上訴（控訴や上告）せず、または既に上訴が終わり、判決が最終的に確定した状態を指します。

▶「地方自治法第127条第1項の規定により失職する場合を除き」

地方自治法第127条第1項では、議員が公職選挙法第11条第1項に該当する場合（一定の罪により被選挙権を失った場合）には自動的に失職することが定められています。

この条文は、それに該当しない軽微な罪などで有罪が確定した場合を対象としてい

ます。

- 自動的に失職しない場合でも、議会が独自に対応しなければならないという趣旨です。

- ▶ 「議会は、議員辞職の勧告その他…必要な措置を講ずるものとする」
ここでは、議員を議会として処分することが明確に求められています。

目的は、議会の名誉や信頼の回復であり、市民の疑念を払拭し、品位ある議会運営を守るためです。例えば、以下のような措置が考えられます。

- ・ 議員辞職の勧告（職を辞するよう正式に求める）
- ・ 厳重注意や警告
- ・ 謝罪の要請

〔用語解説〕

地方自治法第127条第1項

地方自治法第127条第1項は、普通地方公共団体の議会の議員が被選挙権を有しない場合、その職を失うことが規定されています。

公職選挙法第11条第1項

公職選挙法第11条第1項各号に掲げる者（禁固以上の刑に処せられた者等）は、選挙権及び被選挙権を有しないと規定されています。

第12条（議長の職務の代行）

議長が審査対象議員となったときは副議長が、議長及び副議長がともに審査対象議員となったときは年長の議員が、この条例における議長の職務を行うものとする。

【解説】

この条文は、政治倫理審査の対象となる議員が議長や副議長だった場合に、その職務を誰が代行するかを定めることで、審査手続きの公正性と中立性を確保するためのルールです。

条文の構成と意味

▶ 「議長が審査対象議員となったときは副議長が…」

審査対象議員が議長本人である場合、そのまま議長職にとどまっていると、「自分に関する審査を自分が扱う」という矛盾が生じます。そのため、副議長が代わって議長の職務（例えば審査会の設置、報告書の受理、公表など）を代行します。

▶ 「議長及び副議長がともに審査対象議員となったときは年長の議員が…」

議長と副議長の両方が審査対象議員になった場合には、さらに代行者が必要になります。

このとき、議員の中で年長の議員（年齢が最も高い議員）がその役割を果たします。

年長者を選ぶ理由は、慣例的に経験・判断力が期待できるという考えに基づいています。

- このように、代行者が段階的に定められていることで、どのような状況でも審査制度が機能停止しないように工夫されています。

第13条（委任）

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

【解説】

この条文は、本条例を円滑に運用するために必要な細かな事項について、全てを条例本文に書くのではなく、別に定めることができるというルールを定めています。

つまり、「細かいルールや実務的な取扱いは、別の規定や要綱などで補足・整備します」という柔軟な運用のための条文です。これにより、制度は形だけで終わらず、現場で機能する仕組みとして活用されます。

条文の構成と意味

▶ 「この条例に定めるもののほか、」

この条例には、政治倫理の審査や基準、手続きなどの基本的な枠組みが定められています。しかし、実際の運用では「細かいルール」や「具体的な手続きの方法」など、条例だけでは対応しきれない場面も出てきます。

▶「別に定めるものとする。」

例えば、以下のようなものを指します。

- ・ 施行規程（条例の実施細則）
- ・ 運用要領や手続きマニュアル
- ・ 必要に応じて議長が示す指針や通達 など

条例はあくまで枠組みなので、具体的な運用面はこうした「別の定め」によって柔軟かつ実務的に対応できるようにするのがポイントです。

附 則

この条例は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

平川市議会議員政治倫理条例 逐条解説

令和7年7月 初版（制定）